公募型見積合わせの執行について

令和８年 11 月 20 日

大阪市港区長　間嶋　淳

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1　見積合わせに付する事項	
(1) 案件名称	トナーカートリッジ／ドラムカートリッジ（港区役所・総務課）買入
(2) 数量・特質	別紙仕様書のとおり
(3) 納入期限又は履行期限	令和８年 12 月 25 日
(4) 納入場所又は履行場所	港区役所　総務課　６階　61 番窓口
2　日程	
(1) 見積書提出期限	令和８年 12 月４日　午後５時まで
(2) 資格審査資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出の必要はありません。
(3) 仕様書に関する質問期間及び質問方法	令和８年 11 月 27 日　午後５時まで 仕様書に関する質問は電子メールにより行うこと。 【質問専用メールアドレス】 mailto:minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp ※電子メールの件名又は本文に案件名称を記載すること。
(4) 質問回答方法	令和８年 12 月１日までに港区役所ホームページ上にて行う。 https://www.city.osaka.lg.jp/minato/category/3165-1-3-0-0-0-0-0-0-0.html
(5) 契約相手方通知日	令和８年 12 月８日までに、契約相手方のみ電話で通知する。 ※契約相手方は通知後、物品供給見積書、仕様書及び特記仕様書をホッチキス止めし、全頁の間の綴じ目をまたぐように割印（袋とじのうえ割印でも可）を押して提出すること。

3　参加資格

(1) 大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「01：事務用品・機器」または「26：OA 機器・用品」で登録していること。

(2) 見積書提出時から見積合わせを行う日までのいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

4　見積書提出方法等	
(1) 提出書類	物品供給見積書
(2) 提出書類の交付場所	物品供給見積書については、ホームページにて配布
(3) 提出方法	見積書を持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出すること。 ※見積書提出期限までに到着した場合のみ有効とする。 ※電子メールの場合は、見積書の写しをPDFデータにより提出すること。また、電子メールの件名又は本文に案件名称を記載すること。 ※電子メールの場合、質問の送付先と異なるので注意すること。 ※電子メール又FAXによる提出の場合は、送信後に着信を電話により「5　事業担当」に確認すること。
(4) 提出場所	「5　事業担当」に同じ
5　事業担当	
港区役所　総務課	大阪市港区市岡1-15-25　港区役所6階（担当：辻） 電話：06-6576-9937　FAX:06-6572-9511 （見積書送付先アドレス）：tg0001@city.osaka.lg.jp
6　契約担当（公募型見積合わせの手続き等に関する質問先）	
港区役所　総務課	大阪市港区市岡1-15-25　港区役所6階 電話：06-6576-9625
7　その他事項	
(1) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) 大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。 (3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。	